



墨田区景観計画

水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる
“すみだ風景づくり”



目 次

第1章 景観計画の位置づけ	2
1 - 1 景観計画の目的と位置づけ	
1 - 2 墨田区における景観まちづくりの考え方	
第2章 景観まちづくりの基本目標、基本方針	16
2 - 1 景観まちづくりの基本目標、基本方針	
2 - 2 景観まちづくりの基本目標別内容	
2 - 3 景観まちづくりの基本方針別内容	
第3章 景観まちづくりの方針・基準	20
3 - 1 景観構造の設定	
3 - 2 景観まちづくりの方針・基準	
3 - 3 色彩基準	
3 - 4 屋外広告物の表示に関わる景観形成方針	
第4章 建築行為等の事前協議及び届出	84
4 - 1 事前協議・届出対象行為	
4 - 2 事前相談、事前協議及び届出の概要	
4 - 3 東京都による事前協議制度	
第5章 地域固有の景観資源の保全・活用方針	92
5 - 1 景観資源の推薦	
5 - 2 すみだ風景資産の指定	
5 - 3 景観重要建造物・樹木の指定方針	
5 - 4 地域固有の景観資源の周辺における景観形成	
第6章 公共施設に関わる景観形成方針	96
6 - 1 公共施設整備の考え方	
6 - 2 景観重要公共施設の指定方針	
6 - 3 景観重要公共施設の指定	
第7章 景観形成の推進方策	99
用語集	100

第1章 景観計画の位置づけ

1-1 景観計画の目的と位置づけ

(1) 景観計画の目的

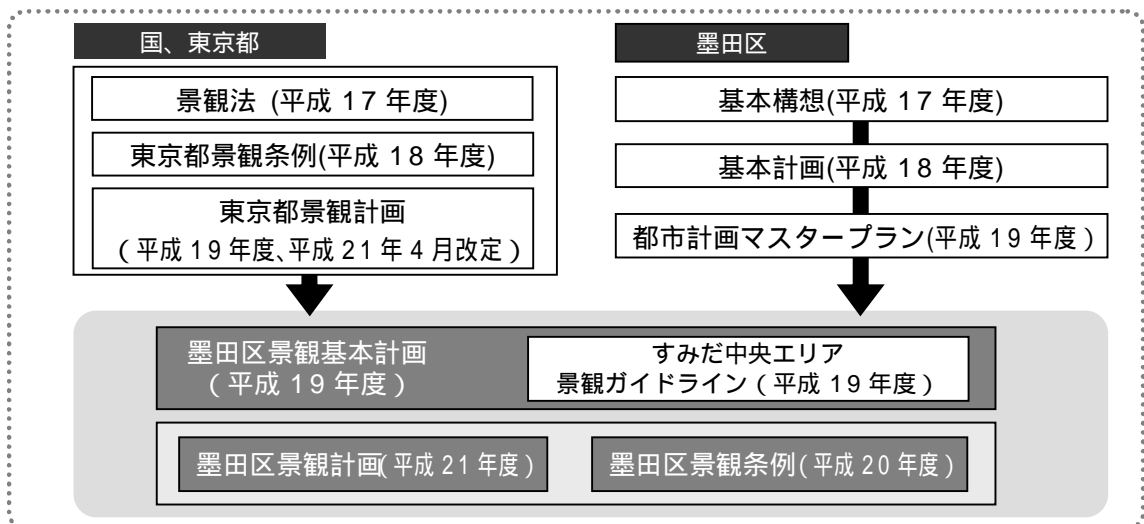
本計画は、平成19年度に策定した「墨田区景観基本計画」の内容を踏まえ、景観法に基づく景観まちづくりの具体的な取り組みを示すとともに、区民・事業者・区の協働により、景観まちづくり像である「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」を実現することを目的とします。

(2) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条第1項に規定される景観計画です。このため、景観法に規定する必要な事項を定めます。

また、本計画は、墨田区都市計画マスタープラン（平成19年度策定）と整合を図るとともに、景観まちづくりの指針である墨田区景観基本計画（平成19年度策定）の実行計画として、東京都景観計画を踏まえた墨田区独自の景観まちづくり施策を示すものです。

墨田区景観計画・景観条例の位置づけ



(3) 景観計画の見直しの考え方

本計画で示される景観まちづくり方針や基準については、区全体を良好な景観へと誘導する緩やかなものとなっています。これらの方針および基準を踏まえ、それぞれの地区に応じたきめ細かな方針や基準等を具体的に検討していくため、「景観まちなみ協定」(p10 参照)や「景観形成重点地区」(p23 参照)、「すみだ風景資産」(p93 参照)による展開を位置づけました。

これらによる検討結果を本計画の中で運用するため、各地区の景観まちづくりの進捗に合わせて、本計画を適宜見直していきます。また、今後、景観行政を推進する中で蓄積される成果については、事前協議及び景観指導の参考資料として活用するとともに、今後の詳細な計画づくりや本計画の見直しのための資料として有効に活用していきます。

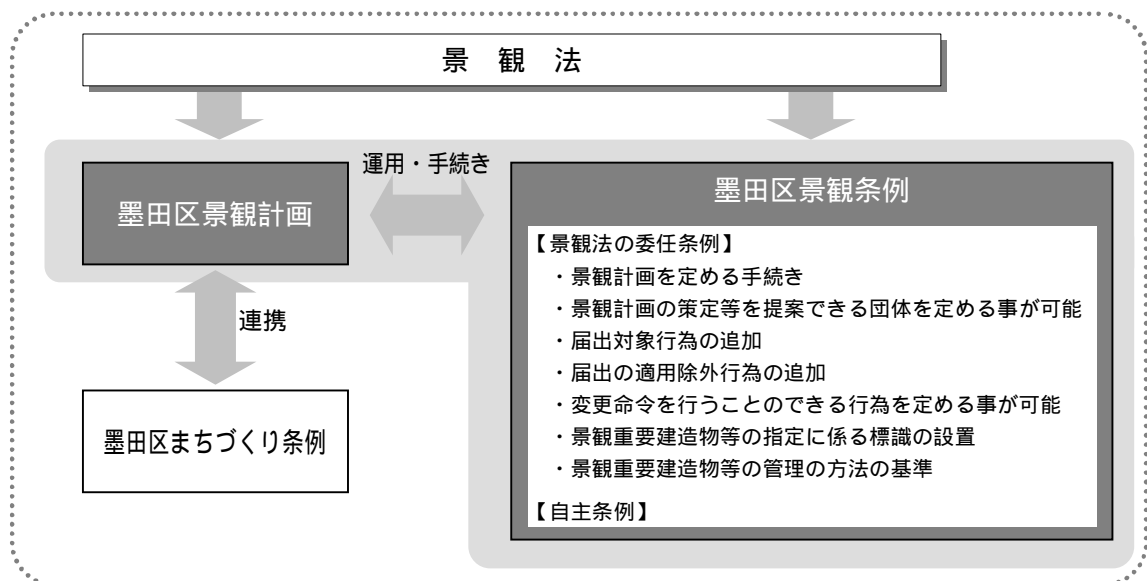
(4) 景観計画と景観条例の関係

景観計画は、景観行政団体が制定する景観条例により、きめ細かな景観形成の誘導が可能となります。

また、区民の自主的な景観形成のための情報提供やまちづくり活動への支援、区独自の運用体制など独自の手法で景観形成に取り組むことが、個性ある景観の創造には重要です。そのため、運用については、景観法には規定されておらず、各自治体の自主性に委ねられており、これらの規定は自主条例によって位置づけます。

墨田区では、区民の自発的なまちづくりを大切にし、区民と区が協働してまちづくりに取り組むために、墨田区まちづくり条例が制定されています。区民の自主的な景観まちづくりを推進するための支援や手続きについては墨田区まちづくり条例を活用していきます。

景観計画と景観条例の関連図



(5) 景観計画の対象区域

本計画の区域は、墨田区全域（13.75k㎡）とします。



(6) 墨田区景観計画の体系

1. 景観計画の位置づけ

p2

< 景観計画の目的と位置づけ >

- ・ 景観計画の目的や位置づけ、景観条例との関係を示します。
- ・ 本計画の対象区域等を示します。 本計画の対象区域：墨田区全域（13.75k㎡）

< 墨田区における景観まちづくりの考え方 >

- ・ 景観形成の基本理念、区民、事業者及び区の役割、景観まちづくりの進め方を示します。

< 区民主体の景観まちづくり意識の向上及び支援 >

地区に応じた景観形成の手法適用に向けた支援

- ・ 景観地区【景観法】
- ・ 地区計画【都市計画法】
- ・ 景観協定【景観法】
- ・ 景観まちなみ協定【墨田区景観条例】
- ・ 建築協定【建築基準法】

景観まちづくり協議会への支援

景観まちづくり意識の向上に向けた支援

優れた景観まちづくりの表彰

景観アドバイザー

2. 景観まちづくりの基本目標、基本方針

p16

< 景観まちづくりの基本目標、基本方針 >

景観まちづくりの基本目標

- 歴史と自然を活かした下町らしい個性豊かな景観まちづくり
- 区民が世界に誇れるおもてなしの心を育む風格ある景観まちづくり
- 生活の場としての親しみとやすらぎのある景観まちづくり
- 区民等とともに考え・創成するすみだらしい景観まちづくり

景観まちづくり像(テーマ)

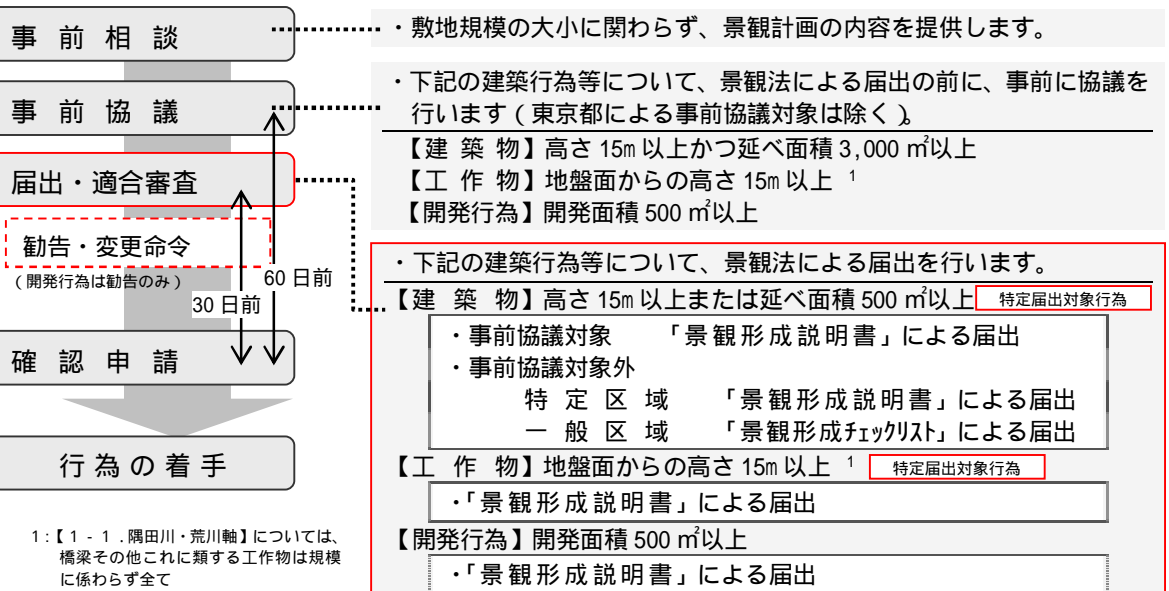
水辺と歴史に彩られ
下町情緒あふれる
“すみだ風景づくり”

景観まちづくりの基本方針

- 都市的自然(水辺、公園、緑)を保全し、まちづくりに活かす
- 新しいまちづくりと連動・調和して質の高い空間を創出する
- これまでに培われてきた歴史・文化をまちに表現する
- 区民、事業者、区が一体となって、継続性のある景観まちづくりに取り組む

4. 建築行為等の事前協議及び届出

p84



3. 景観まちづくりの方針・基準

p20

・景観構造別の景観まちづくり方針及び基準を示します。

墨田区の景観構造（景観軸・景観拠点・景観エリア）

新タワーのまちづくり
特徴的な自然・歴史・文化的景観形成
主要推進プロジェクト
その他の先導的な取り組み(東京都景観計画等)

先導的なまちづくり

その他の区域

特定区域

【1. 水と緑の景観軸】

- 【1-1. 隅田川・荒川軸】 方針・基準
- 【1-2. 旧中川軸】 方針・基準
- 【1-3. 北十間川・横十間川軸】 方針・基準
- 【1-4. 竪川軸】 方針・基準

【2. コミュニティ景観軸】

- 【2-1. 北斎通り軸】 方針・基準
- 【2-2. 大横川親水公園・曳舟川通り軸】 方針・基準

【3. 新タワーへの眺望軸】

方針・基準

【4. 景観ネットワーク】

方針・基準

【5. 都市景観拠点】

- 【5-1. 錦糸町駅周辺】 方針・基準
- 【5-2. 両国駅周辺】 方針・基準
- 【5-3. 押上・業平橋駅周辺】 方針・基準
- 【5-4. 曳舟駅周辺】 方針・基準

【6. 歴史・文化景観拠点】

方針・基準

一般区域

【7. 一般区域】

- 【7-1. 北部地域】 方針・基準
- 【7-2. 南部地域】 方針・基準

詳細な基準を設けるなど
景観形成を推進する地区

景観形成重点地区（現在指定なし）

地区の指定【墨田区景観条例】

景観形成方針、基準策定後は、景観法に基づく
方針および基準として位置づけます。

<色彩基準> ・マンセル表色系を用いた色彩基準を示します。

<屋外広告物の表示等に関わる景観形成方針> ・屋外広告物の景観誘導の考え方や指針を示します。

5. 地域固有の景観資源の保全・活用方策

p92

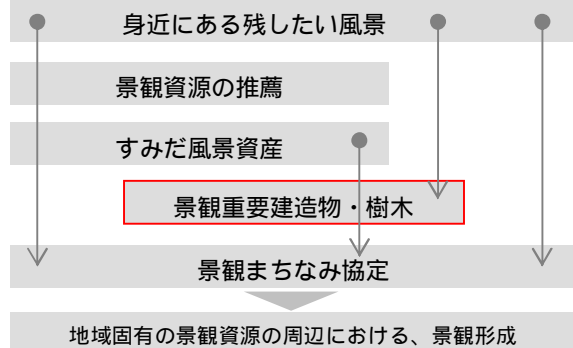
・景観資源となる建築物や樹木の保全・活用の考え方や手法について示します。

<すみだ風景資産>

・地域で守るべき資源(建造物・樹木・公共施設・路地空間・下町の雰囲気を残す界わいなど)を「すみだ風景資産」に指定します。

<景観重要建造物・樹木>

・地域の景観上重要な建造物や樹木で維持、保全及び継承が図られるべきもの、また具体的な保全・活用の可能性が認められるものを「景観重要建造物・樹木」に指定します。



6. 公共施設に関わる景観形成方針

p96

・道路・公園・河川などの公共施設の景観整備の考え方や指針を示します。

7. 景観形成の推進方策

p99

・景観まちづくりを推進・支援する体制について示します。

墨田区景観審議会の設置

庁内体制の整備

隣接区及び東京都との連携

1 - 2 墨田区における景観まちづくりの考え方

(1) 景観形成の基本理念

良好な景観の形成の実現を目指すため、次のことを基本理念とし、区民、事業者、区が協働して、景観まちづくりに取り組むものとします。

歴史と自然を活かした下町らしい個性豊かな景観を形成すること
 世界に誇れるおもてなしの心を育む風格ある景観を形成すること
 生活の場としての親しみとやすらぎのある景観を形成すること
 ともに考え、創成するすみだらしい景観を形成すること

(2) 区民、事業者及び区の役割

良好な景観形成を推進するためには、景観まちづくりに関わる全ての区民・事業者及び区のそれぞれが主体であり、それぞれが果たすべき責任と役割を有しているということを十分に認識し、行動していくことが求められます。

区民・事業者及び区が果たすべき責務を以下に示します。

区民の責務

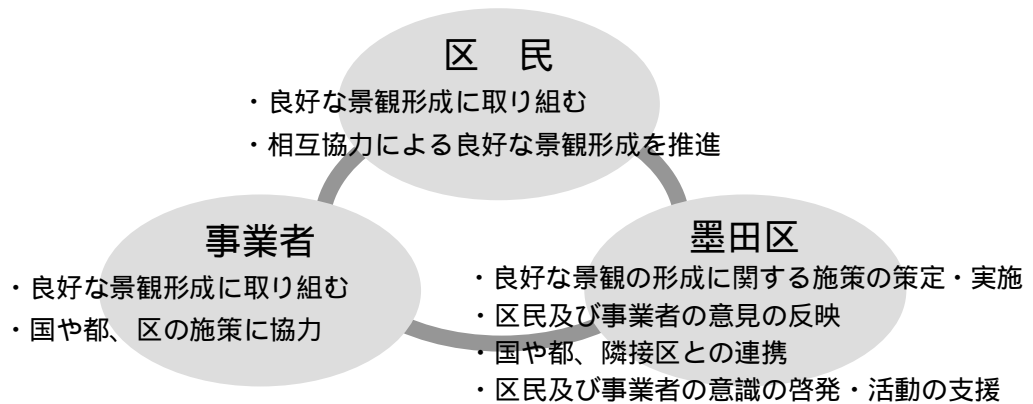
- ・ 区民は、景観形成の基本理念に基づき、良好な景観形成に関する理解を深めながら、自らが良好な景観形成に取り組むとともに、相互に協力することによって、良好な景観形成を推進する役割を担います。
- ・ 区民は、墨田区が実施する施策に協力するように努め、良好な景観形成の実現を推進する役割を担います。

事業者の責務

- ・ 事業者は、景観形成の基本理念に基づき、土地の利用等による事業活動に際し、良好な景観形成に取り組む役割を担います。
- ・ 事業者は、区民が取り組む景観まちづくりに協力するとともに、墨田区が実施する施策に協力するように努め、良好な景観形成の実現を推進する役割を担います。

墨田区の責務

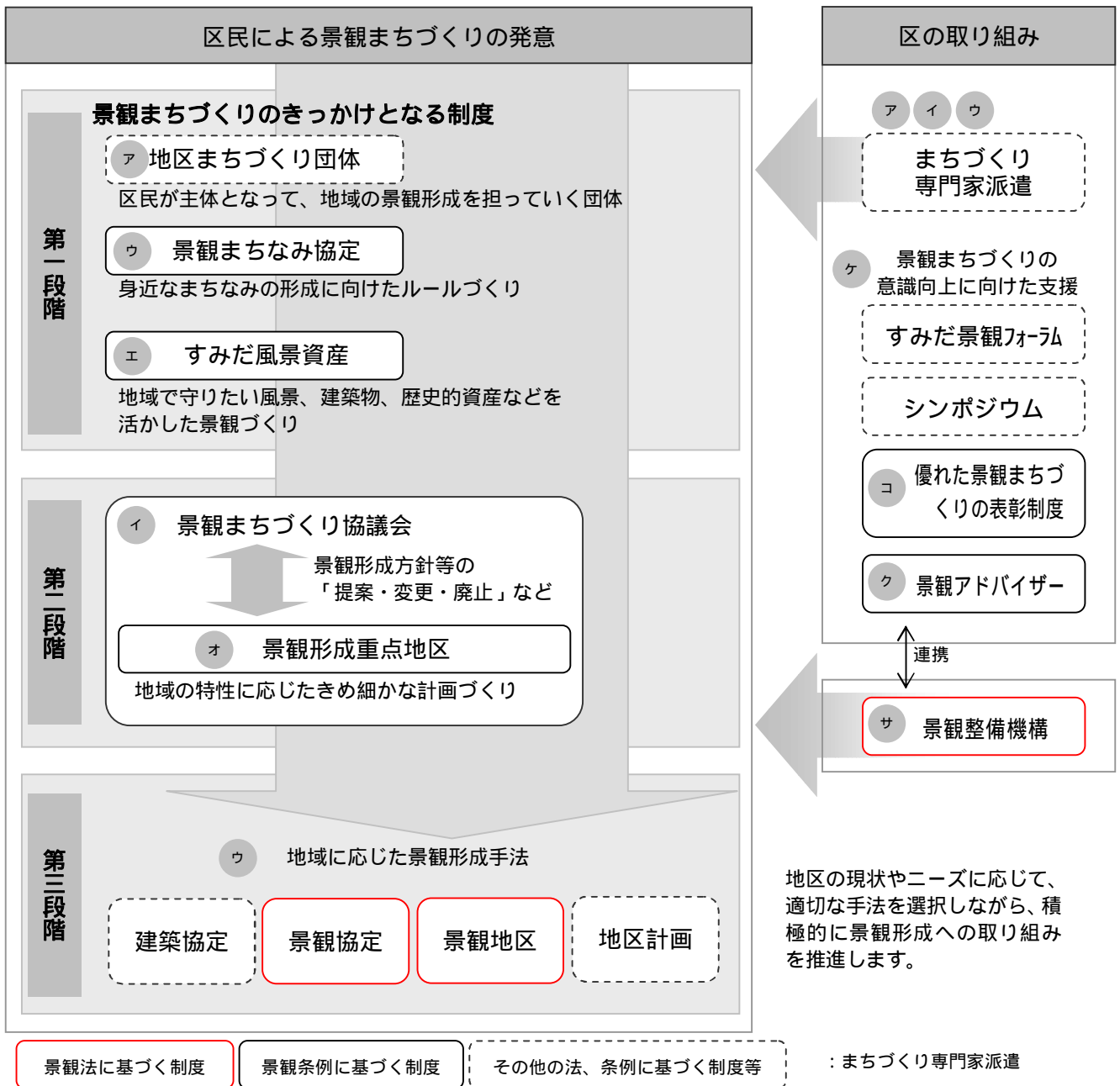
- ・ 墨田区は、景観形成の基本理念に基づき、良好な景観の形成を実現するため、総合的な施策を策定し、これを実施する役割を担います。
- ・ 墨田区は、施策の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者の意見が反映するよう努めます。
- ・ 墨田区は、上記に関わる施策を実施するに当たり、良好な景観の形成に関する先導的な役割を担うとともに、区民、事業者、国、東京都及び近隣の特別区と相互に連携を図るよう努めます。
- ・ 墨田区は、良好な景観の形成に関する情報提供を積極的に行い、区民及び事業者の意識の啓発及び活動の支援に努めます。



(3) 景観まちづくりの進め方

墨田区の良い景観まちづくりの実現に向け、すみだの協治(ガバナンス)・協働を担う各主体の役割を踏まえ、以下のように景観まちづくりを進めます。

区民が進める景観まちづくりの進め方



区民が進める景観まちづくり

地区の個性を十分に反映した個性豊かで良好な景観まちづくりを進めるためには、地区住民が自身の生活する地区に誇りを持ち、地区の価値を十分に理解し、その価値を地区住民同士で共有し、守り育てることが求められます。

そのため、区では、区民が景観まちづくりへ関心を持ち、できることから取り組みはじめ、地区の住民の気質や地区の置かれている現状、取り組みの度合いに応じ、多様な展開ができるような支援を行います。また、良好な景観形成に関して保全や整備の能力を有する公益法人又はNPOを景観整備機構（景観法第5章）として指定し、区民や団体への景観形成に関する情報提供やアドバイザー等の派遣を行うなど、区民の主体的な景観まちづくりを支援します。

ア 地区まちづくり団体への支援 （墨田区まちづくり条例第23条）

墨田区まちづくり条例の規定にある地区まちづくり団体の制度を活用し、区民が主体となって、地域の景観形成を担っていく団体を育成し認定します。団体に対しては、景観まちづくりの情報提供や専門的な知識やアドバイスが必要な際の専門家の派遣など、景観まちづくり活動への積極的な支援を行います。

イ 景観まちづくり協議会への支援 （墨田区景観条例第13条）

景観形成重点地区の指定に向けた景観形成方針等の提案や、景観形成重点地区における景観形成方針等の変更・廃止を提案することのできる団体です。区長は、景観審議会の意見を聴いて認定を行い、まちづくり専門家派遣などの技術的支援等を行います。

ウ 地区に応じた景観形成手法適用に向けた支援 （景観法、都市計画法、墨田区景観条例第5章など）

景観法、都市計画法、建築基準法を根拠法とする具体的な景観形成手法としては、景観地区、景観計画、景観協定、地区計画、建築協定などがあり、地区住民の気質や地区のおかれている現状などから求められる規制効果にあわせた手法の適用に向けた支援を行います。また、東京のしゃれた街並みづくり推進条例など東京都の制度の活用に加え、身近な景観まちづくりの活動を支援する仕組みとして景観まちなみ協定を創設します（p10～11参照）。

これらの手法の概要を表に整理しました（p11参照）。表の右から左に向かって、規制効果が高くなります。景観地区及び地区計画は必要な条例を定めることにより、建築確認や認定・許可という厳しい拘束力を持たせることができる制度です。また、景観地区及び地区計画は都市計画法に基づくものであり、都市計画法の提案制度を活用することができます。

景観協定および建築協定は、自主管理による規制であり、規制の及ぶ範囲が建築協定ではほぼ建築単体に限定される一方で、ハードだけではなく、ソフトなルールまで、幅広く定めることができるのが景観協定の特徴です。これらの手法の適用に際しては、組織は必要とされませんが、一団の土地の地権者等の全員合意が必要となり、地権者等の結束の範囲でのみ適用が可能です。

また、景観まちなみ協定は、規制効果は緩やかではありますが、地区の景観まちづくり意識の高揚に対応し、比較的速やかに手法適用が可能となる手法として有効な制度と考えます。

景観まちなみ協定の創設

(墨田区景観条例第 5 章)

1) 制度創設の趣旨

景観を構成する最小単位である向こう三軒両隣り等の小さな規模から、周辺の良い街並み景観の創造に向けたルールなどを相互の話し合いで定め、皆で守っていく新たな制度として景観まちなみ協定を創設します。

2) 策定主体及び規制効果等(次頁参照)

3) 制度の特徴

本協定は、景観法や建築基準法などの法律を根拠とした制度ではなく、墨田区景観条例を根拠とする相互の信頼を基本とする緩やかな規制による協定です。そのため、すまいの周辺で景観まちづくりに関心のある人たちが集まって、まず、簡単なルールを定めて守っていくという、比較的速やかに運用できる仕組みとします。

区は、本協定が締結された場合、当該協定地区の拡大や他の景観形成手法の適用などの新たな展開についての働きかけを行い、必要に応じ支援を行います。

4) 活用の方向

墨田区の歴史的な市街地の形成過程による地区の特徴から以下のような活用が考えられます。

【北部地域】

北部地域は、田園集落を基本に自然発生的に市街化が進行したことから曲がりくねった路地空間などにより、親しみやすい下町空間が形成され今に至る地域です。

そのため、北部地域においては、建物の玄関周りの意匠から軒先の花の手入れ、打ち水などの地区に応じた作法をつくることで、昔ながらの身近な生活の場としての下町らしい路地空間の再生を目指すような取り組みが考えられます。

【南部地域】

南部地域は、震災や戦災によって、大半が消失し、戦災復興区画整理事業により、グリッド状の道路パターンにより、円滑な都市活動と効率的な土地利用が可能となっている地域です。

そのため、南部地域においては、歴史的な蓄積が埋もれ、地区の特徴が見えにくくなったことから、通りや小さなエリア単位における現在の生活の有り様や地域活動などから個性のある景観形成への取り組みが考えられます。

主な景観形成手法の概要

	地区計画	景観地区	景観計画	景観協定	建築協定	景観 まちなみ協定
制度の概要	特定の区域を対象に、都市計画法第12条5に基づいて、きめ細かな地域に即したルールを定めて、届出・勧告によって誘導する制度です。 地区計画では、建築条例を定めることで、土地利用や形態規制を行うことができましたが、形態意匠についても、形態意匠条例を区が定めることによって、建築物の形態意匠について、区長の認定を受けなければ建築行為ができなくなります。	景観地区は、市街地の良好な景観を形成するため、景観法第61条、都市計画法第8条、建築基準法第68条に基づいて定める地域地区です。景観形成を積極的に進めたい地区で、都市計画によって景観地区を指定し、1)建築物の形態意匠、2)建築物の高さ、3)建築物の壁面の位置、4)建築物の敷地面積の制限を行い、形態意匠については、区長の認定を受けなければ工事着手することができなくなります。	建築行為等に関する景観形成の基本方針及び基準を地区住民が検討し、墨田区景観計画に位置づけ、墨田区への景観の届出・勧告・変更命令によって、良好な景観形成を誘導するものです。	一団の土地に関わる全ての権利者の合意によって結ばれる良好な景観の形成のために締結される協定です。良好な景観の形成に関する事項について建築等のハードだけでなく、ごみの出し方などのソフトなルールまで、定めることができます。	土地所有者の全員の合意により結ばれる建築物の用途や形態に関する基準を定めた協定で、協定違反があった場合の措置についても定めます。	景観を構成する最小単位である向こう三軒両隣の協力により、周辺の良好な街並み景観の創造に向けたルールなどを相互の話し合いで決め、皆で守っていく新たな制度として創設します。
住民等による提案等の根拠法等	都市計画法第21条の2 都市計画案の提案		景観法第11条 住民等による提案	景観法第4章 景観協定	建築基準法第4章 建築協定	景観条例第5章 景観まちなみ協定
主体	まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動法人、営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、国土交通省令で定める団体、地方公共団体の条例で定める団体		まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動法人、景観行政団体の条例で定める団体	一団の土地の所有者や借地権者	一団の土地の所有者や借地権者	街並みを形成する一団の建築物の所有者及び使用者
合意形成	土地の所有者や借地権者の3分の2以上の合意(提案の場合)	土地の所有者や借地権者の3分の2以上の合意(提案の場合)	土地の所有者や借地権者の3分の2以上の合意(提案の場合)	土地の所有者や借地権者の全員の合意	土地の所有者や借地権者の全員の合意	建築物の所有者及び使用者の3分の2以上の合意
対象	建築物・工作物	建築物・工作物	建築物・工作物	建築物・工作物	建築物	建築物・工作物
基準	用途	(建築条例)				
	容積率	(建築条例)				
	建蔽率	(建築条例)				
	敷地・建築面積	(建築条例)				
	壁面の位置	(建築条例)				
	工作物の設置制限	(建築条例)				
	高さ	(建築条例)				
	形態・意匠	(形態意匠条例)		1		
	垣・さく・塀等	(建築条例) (形態意匠条例)	2			
	その他			(景観重要樹木に指定)	ソフトなルール	
基本拘束力	認定	(形態意匠条例)				
	届出・勧告	(建築条例)				
	変更命令			委任条例 1		
	自主管理				公告後地区内の土地所有者になった者にも効力が及ぶ	公告後地区内の土地所有者になった者にも効力が及ぶ
違反した場合の措置	・形態・意匠・景観法に基づく違反是正措置 ・建築物等・建築基準法に基づく違反是正措置(建築基準法第9条) ・届出なし、虚偽の届出をすると罰則(20万円以下の罰金)(都市計画法第93条)	・景観法に基づく違反是正措置 ・1年以下の懲役または50万円以下の罰金	・景観法に基づく違反是正措置 ・特定届出対象行為に対しては、1年以下の懲役または50万円以下の罰金	・協定運営委員会からの是正措置 ・是正措置に従わない場合は民事訴訟	・協定運営委員会からの是正措置 ・是正措置に従わない場合は民事訴訟	・違反があった場合は事業者名の公表
規制効果	・建築基準法・景観法を有効に活用することで最も規制効果が高い。	・土地利用及び建物の構造を除く景観に関する規制効果が高い。	・勧告による緩やかな規制が中心になるが、特定の対象については、規制効果が高い。	・地権者等の全員の合意により、建築物に関するルールを自主的に守っていくもので、一定の期間有効な仕組みである。	・地権者等の全員の合意により、景観に関するルールを自主的に守っていくもので、一定の期間有効な仕組みである。	・効力は最も緩いが、地区の住民等による景観の保全育成に向けた切っ掛けとして活用可能である。

：定めることが可能

1：条例により対象を特定することにより変更命令が可能(特定届出対象行為：景観法第17条第1項、墨田区景観条例第20条)
2：工作物の制限に関する条例で位置づけ、認定が可能

工 すみだ風景資産

(墨田区景観条例第 17 条)

地域で守り続けるべき景観資源に対して、区は、すみだ風景資産として指定していきます。区民による自主的な景観形成への取り組みのきっかけづくりを一つの目的としており、区民一人一人が地域に関心を持ち、地域への愛着を深めるよう、地域のかげがえのない資産を発掘し、地域で価値を認めあい、共有化していこうというものです。

そして、この共有化した資産やその他の課題などから、景観まちづくりに対する地区における取り組みの芽を育てつつ、具体的な景観まちづくりの展開に向けた支援を行います。具体的な景観まちづくりの展開の第一歩として、景観まちなみ協定の締結を働きかけるとともに、継続的な活動支援を行うことにより、景観地区等さらに効力の高い景観形成手法への展開を推進します。

オ 景観形成重点地区

(墨田区景観条例第 12 条)

景観形成上重要な地区や地区住民による景観まちづくりにおける取り組みが積極的に進められている地区において、区民と区との協働による景観まちづくりを行うため、区が指定するものです。区は重点地区として指定した地区においては、地区特性に即したきめ細かな計画づくりを支援し、良好な景観まちづくりを促進します。

事業者と区の協働による景観まちづくり

都市活動の中で日常的に展開される建築物等の改良・更新によって、街並み景観は大きく変化しています。そのため、景観法に基づく建築行為等の届出に加えて、事前協議制度を通して、事業者と区の協働により、景観まちづくりの質の向上を目指します。

カ 建築行為等の届出

(景観法第 16 条)

景観法に基づき街並み景観に影響を及ぼす建築行為等について届出が必要になります。区では、本計画に定める景観形成方針、基準との適合性を届出により確認し、基準に即した計画となるように誘導します。

キ 建築行為等の事前協議

(墨田区景観条例第 21 条)

街並み景観へ大きな影響を与える大規模な建築行為等について、届出の前に、直接事業者等と区が当該敷地における景観への配慮の具体的な内容について、本計画に定める景観形成方針、基準に即した計画となるよう協議するとともに、景観まちづくりの質の向上に向けて誘導します。

ク 景観アドバイザー

(墨田区景観条例第31条)

景観に関する行為の届出を本計画に即した十分に質の高い内容に誘導するため、専門的立場でアドバイスを行う景観アドバイザー制度を整備します。

アドバイザーは、景観に関する事前相談や事前協議などの届出に関わるだけでなく、区の公共建築、公共施設の整備に関わるアドバイス、各種ガイドラインの作成など、景観まちづくりに係る事業において必要に応じて関与できる役割を担います。そのため、状況に応じ、複数人を区長が委任します。

また、今後の景観に関する届出及び事前協議の中で、区の良い景観形成に大きく貢献する計画づくりを担当した設計者等を登録し、セミナーや交流会を通し、区の景観形成に向けた方向性を十分に理解してもらう仕組みを整備し、墨田区の景観形成を担う優れたアドバイザーの育成に取り組みます。

区民・事業者・NPO等と区の連携による景観まちづくり

区は、区民・事業者・NPO等との連携による景観まちづくりの推進のため、必要な体制整備を進めます。また、景観に関する情報収集及び発信、学習機会の整備、意見交換の場の提供など区民の景観意識の向上のために支援します。

ケ 景観まちづくり意識の向上に向けた支援

ホームページ、広報、リーフレットなどのメディア等の活動や、講演会及びセミナーなどの学習機会の整備等により、景観まちづくりの情報公開・提供を展開し、良好な景観形成の取組み意識の向上を働きかけます。そして、区民が景観まちづくりの意見交換を行う場として、すみだ景観フォーラム及びシンポジウムを適宜開催していきます。

景観に関する届出及び事前協議の結果を年1回整理し、その実績についての評価を景観審議会を通して行い、その結果を区民へ公表するとともに、各年度ごとに蓄積していきます。

また、新しく良好な景観を創出するだけでなく、既存の景観への阻害要素となっている建築物等の改善が課題となります。景観の価値に対する意識の向上とともに、さまざまな課題が発見できることが期待されますので、今後の景観指導及び意識啓発のための情報提供の参考とするため、情報収集を行います。

コ 優れた景観まちづくりの表彰

(墨田区景観条例第 32 条)

景観の質の向上には、地域住民の景観に対する意識の向上が重要です。そのため、地域の中に良質な景観資源を増やしていくとともに、その景観の価値を地域の中で共有していくことが重要です。

優れた景観といわれているものが、どういうもので、どのような評価がされているかということも多くの人々が理解し、共有することにつなげていくため、1～3年間の間に1回程度、墨田区の景観まちづくりに対しての寄与が認められる優れた景観まちづくりを公募し、景観審議会の審査によって表彰し、選定された理由等を明示・公表する制度を整備します。

なお、区では、「すみだ優良景観表彰」を平成8～10年度の3年間実施し、合計19件の表彰をしました。

サ 景観整備機構

(景観法第5章)

住民主導の持続的な取り組みを支援するために、NPOや公益法人を景観法に基づく景観整備機構に指定し、連携強化を図りながら景観まちづくりを進めます。

景観整備機構は、以下の業務を行うこととしています(景観法第97条)。

- ・ 良好な景観の育成に関する業務を行う者に対する当該業務に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の支援
- ・ 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を育成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- ・ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を育成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・ 良好な景観の育成に関する調査研究を行うこと。
- ・ その他良好な景観の育成を促進するために必要な業務を行うこと。

